

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 1 の 1 外

被 告 福 島 県 外7名

準 備 書 面 (10)

平成29年 7月27日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡辺 健寿



同訴訟復代理人弁護士

渡辺 慎太郎



同

鈴木 靖裕



同

久納 京祐



原告準備書面(33)における求釈明に対して

原告は被告福島県に対し、県民健康調査甲状腺検査の二次検査の「経過観察」中に「悪性ないし悪性疑い」が発見された症例の数を明らかにするよう求めているが、以下に述べるとおり、被告福島県は、「『経過観察』中に『悪性ないし悪性疑い』が発見された症例の数」を把握していない。

県民健康調査甲状腺検査においては、一次検査の結果B判定あるいはC判定であった対象者について二次検査を実施し、担当医師から対象者に対して二次検査結果を説明している。

二次検査結果が「悪性ないし悪性疑い」でない場合、担当医師から、一定期間で医療機関を受診するよう勧めるケース、次回の県民健康調査甲状腺検査を受診することによ

いとするケース等がある。

以上のいずれの場合であっても、被告福島県は、対象者において担当医師からの勧めを受けてあるいは勧めがなくても医療機関を受診したかどうか、及び受診した場合の結果につき、把握していない。